

平成 2 1 年度
教員の資質能力追跡調査事業
公募要領（案）

平成 2 1 年 4 月
文 部 科 学 省

目 次

■公募要領

1 事業の背景・目的	1
2 事業の概要	1
(1) 公募の内容	1
(2) 申請の対象	3
(3) 申請件数	4
(4) 申請額	4
(5) 選定件数	4
(6) 実施期間	4
3 選定方法	4
4 要件違反	5
5 申請手続き等	5
(1) 実施計画書	5
(2) 選定結果の通知について	6
(3) 公表	6
(4) 経費措置	6
6 事業の実施	6
7 スケジュール	7
8 問い合わせ先	7
(別添) 個人情報の保護に関する関係法令	8
(別紙1) 教員養成／採用の相関(1年目用)	11
(別紙2) 教員養成／採用の相関(1年目用元データ)	12

■実施計画書

○「教員の資質能力追跡事業」実施計画書作成・記入要領	13
○実施計画書(様式)	20

1. 事業の背景・目的

教員の資質向上のための取組としては、平成18年7月の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」を受けて、新たに「教職実践演習」の必修化や教職課程に係る是正勧告、認定取消しの制度化など大学における教職課程の改善や「教職大学院」制度の創設を図っています。さらに、平成21年度から「教員免許更新制」が導入されています。

このように教員養成や教員免許に関する制度が全体として大きく見直され、改善されたことを踏まえ、今後、このような新しいシステムのもと教員養成課程の質的な向上を図ることが求められています。

このような視点に立ち、教育現場で生じている様々な課題や今後の新たな教育課題によりの確にこたえ得るための教員養成課程の質的な充実を図るため、教員に必要な資質能力を実証的に明らかにし、今後の専門的な検討に資することを目的として、教員の資質能力追跡調査事業を実施することとしました。

2. 事業の概要

(1) 公募の内容

一定数の学生・教員を継続的に追跡調査を行うことなどにより、学生・教員の資質能力と現在行われている教員養成・採用・研修の効果等との関係を実証的に調査・分析することを通して、教員としての資質能力がどのように養成されているのか、そして、優れた人材を教員として確保するためにどのような養成・採用・研修等が行われるべきかを明らかにすることを目的とします。

公募する調査内容は、「A：追跡調査による実証」「B：その他過去の調査結果等による実証」とします。

A：追跡調査による実証

一定数の学生・教員（学校種ごとに50人以上）について、3年間継続的に追跡調査を行い、学生・教員の資質能力について実証的に調査・分析するものである場合、「A：追跡調査による実証」の分類を選択ください。

本文類においては、主に大学4年生からの3年間において教員としての資質能力について追跡調査をすることとなります。

①大学4年生～教員2年目等の段階(後述)

②その他

例：

・10年経験者研修及び免許状更新講習対象者に着目した調査

など

B：過去の事例等による実証

過去に収集された事例等を活用し学生・教員の資質能力について1年間で実

証的に調査・分析するものである場合、「B：過去の事例等による実証」の分類を選択してください。

例：

- ・これまでの教育活動の実績と教員養成・採用・研修・現場体験等の特徴との比較
- ・過去に特別免許状を授与された者の分析・調査など

※なお、本調査は教員の資質能力について焦点を当てるものであり、特定の教科の教員（例えば英語科教員）の資質能力についてのみ調査をするものではありません。

また、上記の「A：追跡調査による実証」「B：その他過去の調査結果等による実証」は、学校種別に調査をすることとします。複数校種を対象として申請・調査することは構いませんが、調査対象が確保できる見込みのない校種を過剰に選択することのないようにしてください。

（事業期間）

「A：追跡調査による実証」については、期間を原則として3年間とします。

委託事業への応募にあたっては、特に期間の短縮が必要な場合を除き、3年間の事業計画を策定していただく必要があります。ただし、委託事業自体は単年度の事業のため、本年の採択をもって3年間の調査委託を保証するものではなく、毎年、委託事業の公募に採択される必要があります。その場合、「教員の資質能力追跡調査事業選定委員会」（以下、選定委員会という。）が「委託事業成果報告書」（後述）等による委託事業の成果についても審査し、採択の可否が決定されることとなります。また、毎年、予算措置の状況により事業規模の縮小や期間の短縮等がなされる可能性があります。

なお、3年間の計画策定に当たっては、下記の観点を含めた事業計画を策定ください。「A：追跡調査による実証 ②その他」については、下記に準じた事業計画を策定ください。

【調査に含めるべき観点】

■ 1年目（大学4年生・短大2年生を対象）

○教員採用選考試験の結果と教員養成課程におけるこれまでの学修内容・方法、成績等との比較（P11別紙1のとおり教員採用選考の結果別に、教員養成等に関する成績や習得単位の平均等を求めることを必須とする。また、P12別紙2のとおりその元データも合わせて提出するものとする。）

■ 2年目（主に教員1年目を対象）

- 教員養成課程における学習内容等と教員としての評価との比較
- 教育現場や初任者研修等研修における経験内容と教員としての評価の比較
- 1年目、2年目を通じた調査結果のまとめ

■ 3年目（主に教員2年目を対象）

- 教員養成課程における学習内容等や前年の評価、教育現場における経験、研修内容と教員としての評価との比較
- 3年間を通じた調査結果のまとめ
- 3年間を通じて教員として求められる資質能力がどのように養成されているか、教員養成・採用等の在り方等について、比較・検証を実施
- 上記を踏まえ、現行制度下における教員の資質能力の向上について、分析及び考察の実施

「B：その他過去の調査結果等による実証」については、期間を1年間とします。
 なお、計画策定に当たっては、上記「A：追跡調査による実証」に係る「調査に含めるべき観点」を参考に、数値等データ等を活用した実証的な観点を含めた事業計画を策定ください。

※2年目以降の調査においては、1年目からの調査対象者に加え、必要に応じ、新たな調査対象者を加えることも可能とします。

※教員養成課程におけるこれまでの学修成績など、個人情報の取扱いについては「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十九号）」（国立大学法人の場合）等において定められており、本事業においてもこれらの法律に則った個人情報の取扱いは可能です。

本事業は「統計の作成」や「学術研究」の目的のもと行われるものであり、その範囲内において個人情報が扱われるものです。これを踏まえ、必要な場合に本人の同意を得るなど関係法令を十分に遵守するとともに、法令に言及がない場合においても匿名化の措置を講ずるなど必要な配慮を行ってください。また、個人情報の適切な処理を担保するため、本調査に係る個人情報の管理者や管理方法、調査終了後の処理などについて定め、協力を得る教育委員会の同意を得た個人情報管理のためのマニュアルを作成し、活用してください。なお、関係法令については、（別添）を参考ください。

(2) 申請の対象

追跡調査の対象者が、教員養成課程に在籍しているときに加えて、教員として採用された後等においても円滑に詳細な調査を実施することが必要と考えています。

そのため、免許状の授与の所要資格を得させるための課程を有する大学（以下、実施大学）が、都道府県・政令指定都市等の教育委員会の協力を得て調査を実施す

ることを要件とします。

(3) 申請件数

実施大学当たりの申請件数は1件とします。

(4) 申請額

A：追跡調査による実証

平成21年度の事業の実施においては、1申請当たり、0.5万円に調査対象となる全学生数、100万円に調査対象とする校種数をそれぞれ乗じた額の合計を上限としますので、その範囲内での実施計画及び経費予定額を策定・申請ください。

(例)

- ・調査対象となる全学生数が50人、対象とする学校種が1の場合
 $0.5万円 \times 50人(学生数) + 100万円 \times 1(学校種) = 125万円$ を上限
- ・調査対象となる全学生数が100人、対象とする学校種が2の場合
 $0.5万円 \times 100人(学生数) + 100万円 \times 2(学校種) = 250万円$ を上限
- ・調査対象となる全学生数が200人、対象とする学校種が2の場合
 $0.5万円 \times 200人(学生数) + 100万円 \times 2(学校種) = 300万円$ を上限

B：過去の事例等による実証

1申請当たり、100万円を上限とします。

(5) 選定件数

予算の範囲内において選定件数を決定いたします。

(6) 実施期間

契約締結日～平成22年3月31日とします。

3 選定方法

(1) 選定方法

本事業の実施計画書の選定は、客観性、公正性、透明性を担保するため、外部有識者の意見を聴いて書類審査により行われます。

(2) 審査の観点

審査は、以下の観点を総合的に判断して実施します。

- ①事業の目的を達成する上で有効な計画であること
- ②3年間の追跡調査等のための調査対象者や調査体制の確保が十分になされる見込みであること
- ③共同実施団体間で十分に連携できること
- ④適切な経費予定額が算出されていること

- ⑤後に示す報告の場において、成果報告書の提出とともに調査結果を責任を持って発表できること。
- ⑥その他教員養成・採用・研修や教育現場の状況等教員の資質向上等について、十分な識見を有していること

なお、選定に当たっては、実施計画書において対象とする学校種、調査のテーマ、調査実施方法、経費予定額等のバランスに配慮して選定を行うことがあります。

4 要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ①「『教員の資質能力追跡調査事業』実施計画書 作成・記入要領」（別紙）に定める書式と異なる場合
- ②公募の対象機関以外からの申請の場合
- ③その他、計画書の審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合

5 申請手続き等

(1) 実施計画書

「『教員の資質能力追跡調査事業』実施計画書 作成・記入要領」（別紙）に基づき、所定の様式で実施計画書（様式）を作成し、大学等の長から文部科学大臣宛てに申請してください。

【提出期限】

平成21年5月18日（月）17時（必着）

※配達証明ができる方法（配達記録、小包、簡易書留等）で余裕をもって発送することをお勧めします。いずれの方法においても、期間を過ぎた場合は、事故等を除き原則として受け付けませんのでご注意ください。

【提出部数】

「『教員の資質能力追跡調査事業』実施計画書」10部（正本1部及び副本9部）及び電子データの電子メールでの送付（文部科学省初等中等教育局教職員課企画係（kyosyoku@mext.go.jp）宛に送付。ファイル形式は、当方指定の様式）。

【提出先】

（郵送）：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局教職員課企画係

※封筒等の表に朱書きで「『教員の資質能力追跡調査事業』実施計画書」と記載してください。

（電子メール）：kyosyoku@mext.go.jp（教職員課企画係）

【留意事項】

提出された計画書は、返還いたしませんので、各大学等におかれましては、控えを保管するようにしてください。

(2) 選定結果の通知について

申請された大学等には、大学等の長あてに審査結果を通知します。(平成21年6月中旬予定)

(3) 公表

募集締切後、申請大学等名を公表する予定です。また、審査結果についても、選定大学等名を公表する予定です。

(4) 経費措置

選定された実施計画に対して、「初等中等教育等振興事業委託費」による経費措置を行います。

6 事業の実施

(1) 選定された実施計画については、文部科学省と大学等の長との間で、「教員の資質能力追跡調査事業実施要項」等に基づき、委託契約を締結することとなります。事業の実施に際しては、委託契約に係る諸手続きが必要となります。

(2) 申請の際、平成21年度における実施計画の所要経費の積算を提出することとなりますが、委託金額として大学等に措置する経費は、実施計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定します。

(3) 事業開始後の実施大学の追加等は原則として認められませんが、やむを得ない事由により実施大学の追加等が必要となった場合は、事前に文部科学省の承認を得る必要があります。

(4) 実施大学は、実施計画書に基づき事業を実施及び経費の支出を行うほか、「経費の使用実績に関する報告書」(委託事業完了報告書)及び「委託事業成果報告書」を平成21年度末までに作成し、文部科学省に提出するものとします。

(5) 委託事業成果報告書は、文部科学省において公表する場合があります。

(6) 委託事業成果報告書等をもとに、文部科学省は、ヒアリングの実施や報告を求める場合があります。

(7) 委託事業成果報告書など、報告書等文部科学省への提出物すべてについて、調査対象の個人情報を含めてはならないこととします。調査に活用する個人情報は各実施団体の責任の下、法令を遵守し取扱いください。

(8) ここに定めるもののほか、事業の実施に当たっては、教員の資質能力追跡調査事業実施要領を参照してください。

7 スケジュール

○委託事業実施計画書提出〆切

平成21年5月18日(月) 17時

○教員の資質能力追跡調査事業選定委員会実施

平成21年5月下旬(予定)

○選定結果の通知

平成21年6月中旬(予定)

8 問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局教職員課企画係

03-6734-4111(内線2456)

kyosyoku@mext.go.jp

○個人情報の保護に関する関係法令

■国立大学法人

関係法令：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十九号）

（個人情報の保有の制限等）

第三条 独立行政法人等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 独立行政法人等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 独立行政法人等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（適正な取得）

第五条 独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（安全確保の措置）

第七条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第八条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 一 個人情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 二 前条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

（利用及び提供の制限）

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～三（略）

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3～4（略）

■都道府県・政令指定都市教育委員会及び公立大学法人

関係法令：それぞれの地方公共団体が定める条例

※各都道府県等における個人情報保護の条例をご参照ください。

■私立学校及びその他民間団体等

関係法令：個人情報保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（利用目的の特定）

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（適正な取得）

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（安全管理措置）

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（適用除外）

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

一～二（略）

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四～五（略）

2（略）

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。